

## 真庭市小規模貯水槽水道指導要領

### (目的)

第1条 この要領は、小規模貯水槽水道の設置者（以下「設置者」という。）に、当該施設の管理を適正に行わせることにより、清浄な飲料水を供給させ、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、「小規模貯水槽水道」とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下、「法」という。）第14条第2項第5号に規定する「貯水槽水道」であって、法第3条第7項に規定する「簡易専用水道」を除くものをいう。

### (施設の把握)

第3条 市長は、小規模貯水槽水道の実態を把握するため、様式第1号により水道事業者から四半期毎にその報告を求めるものとする。

### (施設の管理及び検査)

第4条 設置者は、給水される水の安全を確保するため、次に定めるところにより、管理及び検査の実施に努めるものとする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物に設けられた給水に関する施設は除く。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

- ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。なお、点検は様式第2号に定める項目により自主的に行い、点検後点検検査表を3年間保存すること。
- ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を実施し、その安全性の確認を行い必要な措置を講ずること。
- エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を

関係者に周知させる措置を講ずること。

- ( 2 ) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。なお、検査は様式第2号により行い、点検後点検検査表を3年間保存すること。

( 管理及び検査の委託 )

第5条 設置者は、第4条に定める管理及び検査を自ら行うことができない場合は、次の者に委託することができる。

- ( 1 ) 第4条第1号アに規定する水槽の掃除建築物衛生法第12条の2第1項第5号に規定する者。
- ( 2 ) 第4条第1号イに規定する水槽の点検及び同条第2号に規定する検査法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は設置場所を管轄する市町村長が認める者。
- ( 3 ) 第4条ウに規定する水質検査法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法第12条の2第1項第4号に規定する者。

( 市の業務 )

第6条 市は、次の業務を行うものとする。

- ( 1 ) 設置者等関係者の相談に応じるとともに、衛生管理の普及啓発に努めること。
- ( 2 ) 小規模貯水槽水道の適正な管理に関する指導を行うこと。

( 施設の検査等 )

第7条 市長は、小規模貯水槽水道の適正な管理に関する指導を行うため、必要があると認めたときは、職員に設置者等の同意を得て、当該施設、水質又は必要な帳簿類等を検査させるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

真庭市長 様

水道事業者名：

貯水槽水道設置報告書( 年度第 四半期分)

1 設置・廃止

番号	設置場所	名称	設置者住所	設置者氏名
受水槽				
		全容量	有効容量	材質
高置水槽				
		全容量	有効容量	材質
		給水開始(予定) 年月日	建築物等の用途	配管材質
備考				

(注) 廃止の場合は、備考欄に廃止と記入すること。

2 変更

番号	設置場所	名称	変更事項	変更前
		変更後	変更年月日	備考

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

小規模貯水槽水道点検検査表

点検検査日時 年 月 日 時

点検検査者氏名

第 4 条第 1 号イ関係

点 検 項 目		判定		
		適	否	
	1 水槽の周囲	整理、清掃をしているか		
受水槽	2 受水槽本体	亀裂、漏水がないか		
	3 受水槽上部	ほこりなど無く清潔であるか		
	4 受水槽内部	さび、沈積物がないか		
		当該施設以外の配管設備がないか		
	5 マンホール	施錠設備があるか		
		ふたが破損していないか		
		槽上面からの立ち上がりが施されているか		
	6 オーバーフロー管	管端部に防虫網があるか		
排水口との間に適当な間隔があるか				
7 通気管	管端部に防虫網があるか			
8 水抜管(ドレイン)	排水口との間に適当な間隔があるか			
高置水槽	9 高置水槽本体	亀裂、漏水がないか		
	10 高置水槽上部	ほこりなど無く清潔であるか		
	11 高置水槽内部	さび、沈積物がないか		
		当該施設以外の配管設備がないか		
	12 マンホール	施錠設備があるか		
		ふたが破損していないか		
		槽上面からの立ち上がりが施されているか		
13 オーバーフロー管	管端部に防虫網があるか			
	排水口との間に適当な間隔があるか			
14 通気管	管端部に防虫網があるか			

	15 水抜管(ドレイン)	排水口との間に適当な間隔があるか		
	16 給水管	当該施設以外の配管と直結されていないか		

第4条第2号関係

検 査 項 目			判定	
			適	否
給 水 栓	1 色	異常な色が認められないか		
	2 臭い	異常な臭いが認められないか		
	3 味	異常な味が認められないか		
	4 色度	5度以下であるか		
	5 濁度	2度以下であるか		
	6 残留塩素	残留塩素が検出されるか		

改 善 状 況	
------------------	--

## 真庭市飲用井戸等衛生対策要領

### (目的)

第1条 この要領は、有害物質等による地下水汚染等が危惧されることから、飲用に供する井戸等の実態把握、水質に関する検査及び汚染時における措置を定めることにより、飲用に供する井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

(1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）

(2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の供給施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）

### (衛生確保対策)

第4条 実態の把握を行うため、飲用井戸等に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

2 飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 飲用井戸等の管理の適正を確保するため、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

### (飲用井戸等の管理及び水質検査等)

第5条 飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者に対し、次に掲げる項目に従い、その管理等を実施するよう指導に努めるものとする。

(1) 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らない

ように適切な措置を講ずること。

(2) 設置者等は飲用井戸等(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)及びその周辺環境を定期的に点検し、清潔保持に努めること。

(3) 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、使用開始前に法に準じた水質検査を実施しこれに適合していることを確認すること。

2 設置者等が同条同項第1号アに掲げる水質検査を行う際の検査項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、必要な指導に努めるものとする。

(1) 設置者等は、飲用井戸等の水質について定期及び臨時の検査を行うこと。

ア 定期の検査とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

イ 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

(2) 定期の検査は、一般飲用井戸(設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。)及び業務用井戸にあつては1年以内ごとに1回行うものとするが、これ以外のものにあつても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。

(3) 設置者等が水質検査を依頼するにあつては、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行なうこと。

(飲用井戸等の汚染が判明した場合の措置)

第6条 設置者等は、その給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市に

連絡し指示を受けること。

- 2 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、市へ連絡し指示を受けること。
- 3 第6条及び第6条の2により飲用井戸等の設置者等から連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、関係部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

附 則

平成25年4月1日から施行する。